



上富田町告示第106号

下記要綱を公布する。

令和 8年 6月30日

上富田町長 奥田

誠



記

1. 上富田町地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

上富田町地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和8年 6月30日

要綱 第35号

(上富田町地域生活支援事業実施要綱の一部改正)
上富田町地域生活支援事業実施要綱(平成18年要綱第17号)の一部を次のように改正する。

別記第10中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 手話奉仕員の登録

町長は、養成講座を修了した者の承諾を得て、上富田町手話奉仕員として登録を行い、手話奉仕員証を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。